

第34回山口市都市計画審議会議案

日 時 令和7年8月8日(金) 14時00分

場 所 山口市役所 本庁舎 第2委員会室(6階)

第34回山口市都市計画審議会 審議事項

議案	頁	審議事項	内 容
1	3	山口都市計画道路の変更	(山口市決定) 3・4・8一本松朝倉線の変更
2	9	山口都市計画市場の変更	(山口市決定) 3阿知須魚市場、4秋穂地区水産物荷捌施設の変更(廃止)
3	17	山口都市計画居住環境向上用途誘導地区の決定について	(山口市決定) 桜畠居住環境向上地区の決定

議案第1号

山口都市計画道路の変更について

3・4・8一本松朝倉線

(山口市決定)

(議案第1号)

計 画 書

山口都市計画道路の変更(山口市決定)

都市計画道路中3・4・8一本松朝倉線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・8	一本松朝倉線	山口市前町	山口市朝倉町	山口市楠木町	約2,350m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差3箇所	
		幅員の内訳	12.0m			約730m					
			16.0m			約1,620m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

(議案第1号)

新旧対照表(山口市決定)

旧 新	種 別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
旧	幹 線 街 路	3・4・8	一本松朝倉線	山口市 前町	山口市 朝倉町	山口市 楠木町	2,347m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差 3箇所	
新	幹 線 街 路	3・4・8	一本松朝倉線	山口市 前町	山口市 朝倉町	山口市 楠木町	約2,350m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差 3箇所	

(議案第1号)

理由書

本路線は、山口市前町から山口市楠木町を經由し、山口市朝倉町に至る幹線街路であり、当初計画は昭和12年に始まり、幾度かの変更を経た後、現在の計画に至っています。

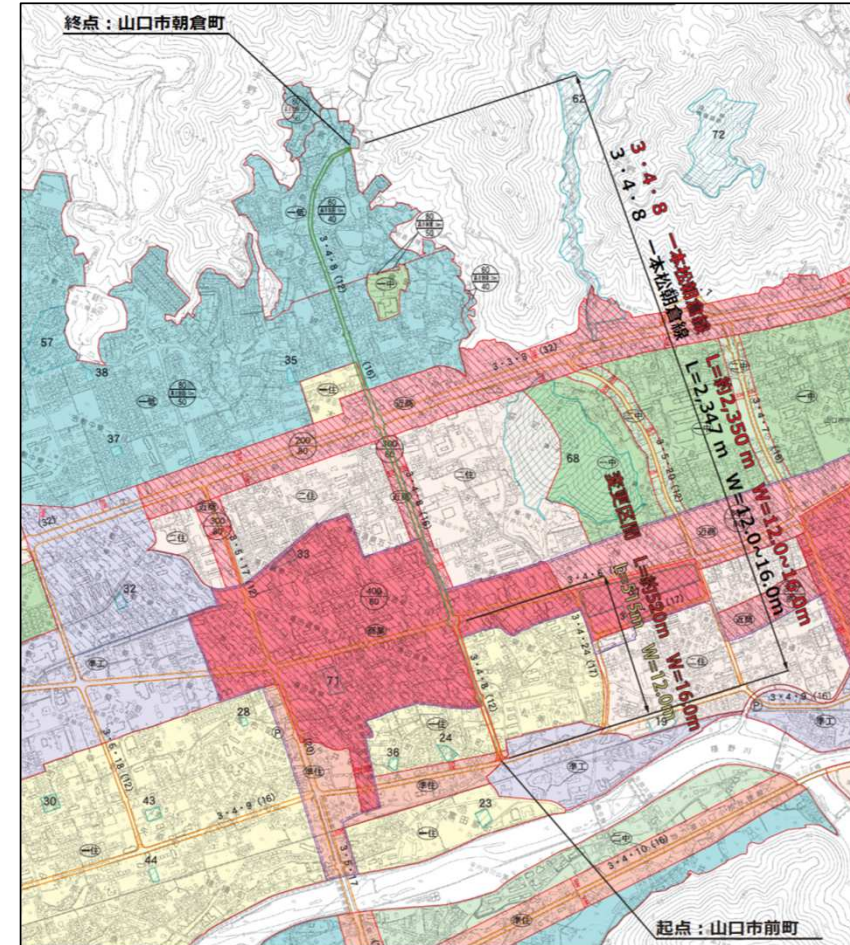
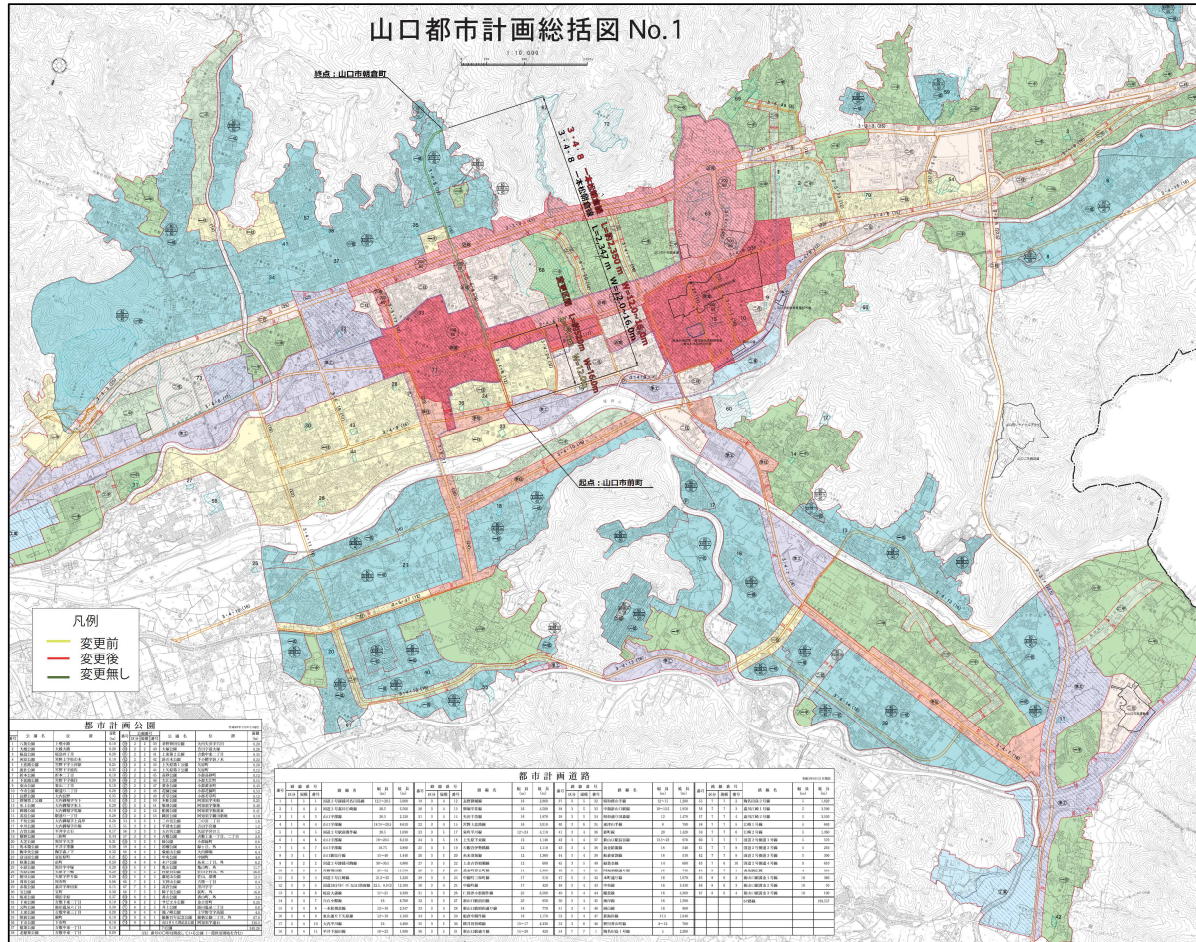
本路線の周辺では湯田温泉などの地域資源を活用したまちづくりを進めており、アクセス性や広域ネットワークの強化とともに、歩行者の安全性や回遊性の向上が求められています。

こうしたことから、道路構造の見直しが必要となったため、区間の一部において幅員を変更するものです。

(議案第1号)

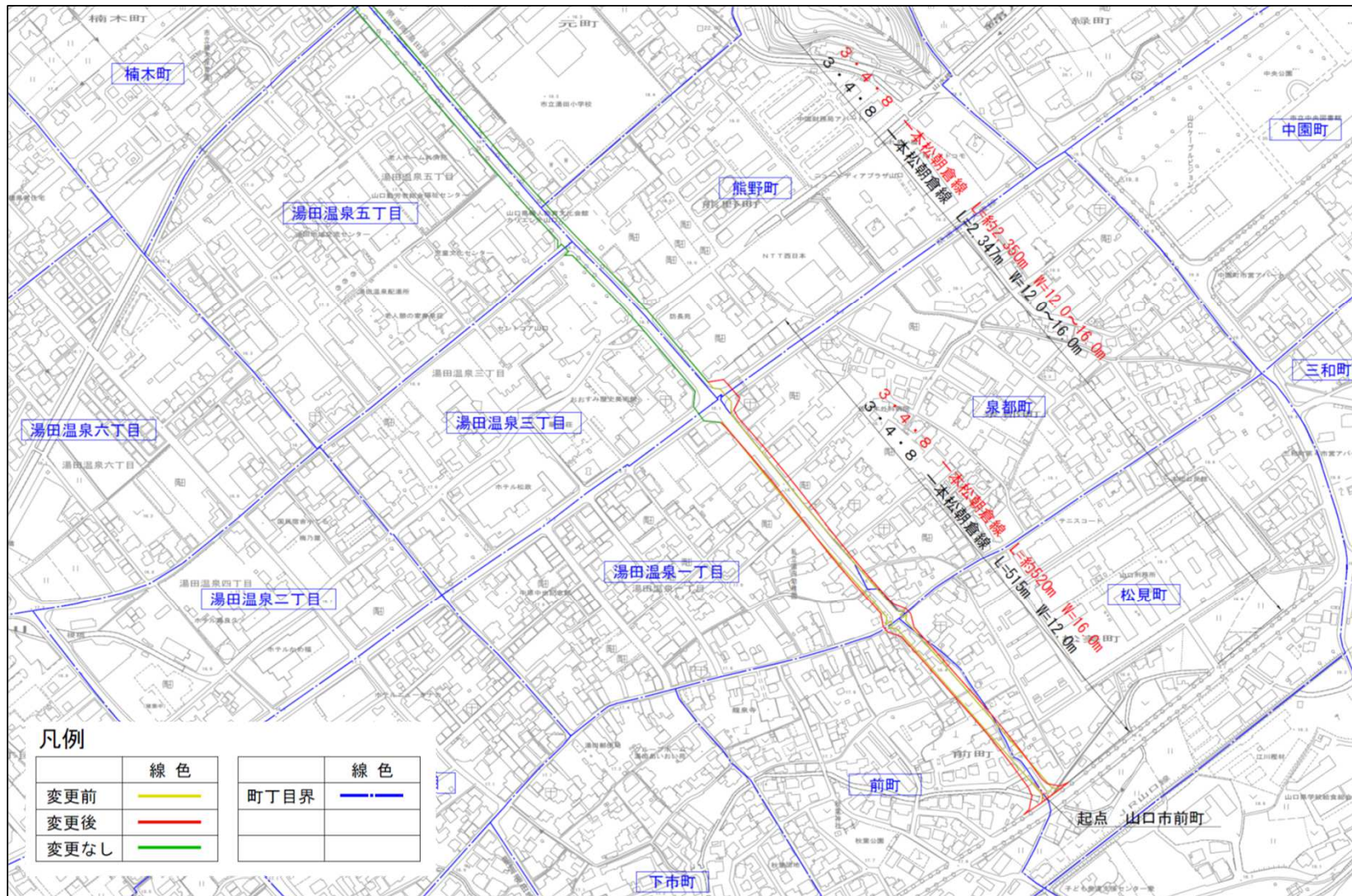
総括図

拡大図



(議案第1号)

計画図



議案第2号

山口都市計画市場の変更について

- 3 阿知須魚市場
- 4 秋穂地区水産物荷捌施設

(山口市決定)

(議案第2号)

計 画 書

山口都市計画市場の変更(山口市決定)

都市計画市場中3阿知須魚市場、4秋穂地区水産物荷捌施設を廃止する。

「区域は計画図表示のとおり」

(議案第2号)

新旧対照表(山口市決定)

旧 新	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	市 場 名			
旧	3	阿 知 須 魚 市 場	山口市阿知須字築地	約1,400㎡	取扱量1,200 k g /日
新	—	—	—	—	廃 止
旧	4	秋 穂 地 区 水 産 物 荷 捌 施 設	山口市秋穂東字藤田新町	約2,000㎡	取扱量1,238 t /年
新	—	—	—	—	廃 止

「区域は計画図表示のとおり」

(議案第2号)

理由書

(3 阿知須魚市場)

本市場は、地方卸売市場としての機能の充実を図り、水産物の安定的供給を行うことを目的として、昭和59年に都市計画決定を行いました。

現在は、生産者の減少に伴い取扱量が減少したことで市場の運営が困難となったことから、他市場と統合がなされており、卸売市場としての機能はなく、今後、市場としての土地利用の計画がないことから、本市場を廃止するものです。

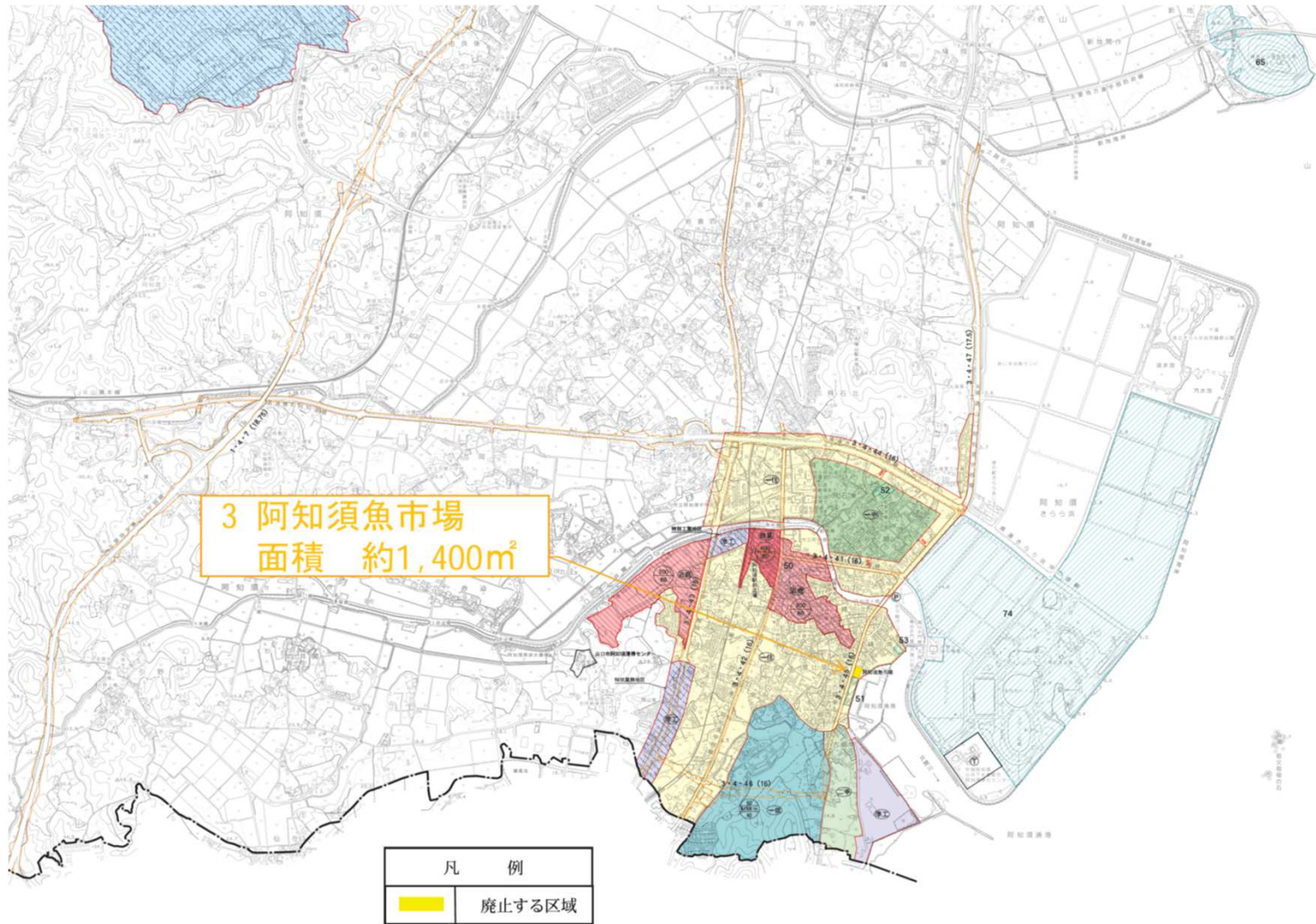
(4 秋穂地区水産物荷捌施設)

本市場は、流通機構に即応できる販売体制を確立し、生産地市場としての水産物荷捌施設が円滑に機能することによって、地域漁業の発展を図ることを目的として、昭和51年に都市計画決定を行いました。

現在は、施設の老朽化や取扱量が減少したことで市場の運営が困難となったことや市場の集約化による販売体制の強化を図ることから、他市場と統合がなされており、卸売市場としての機能はなく、今後、市場としての土地利用の計画がないことから、本市場を廃止するものです。

(議案第2号)

総括図



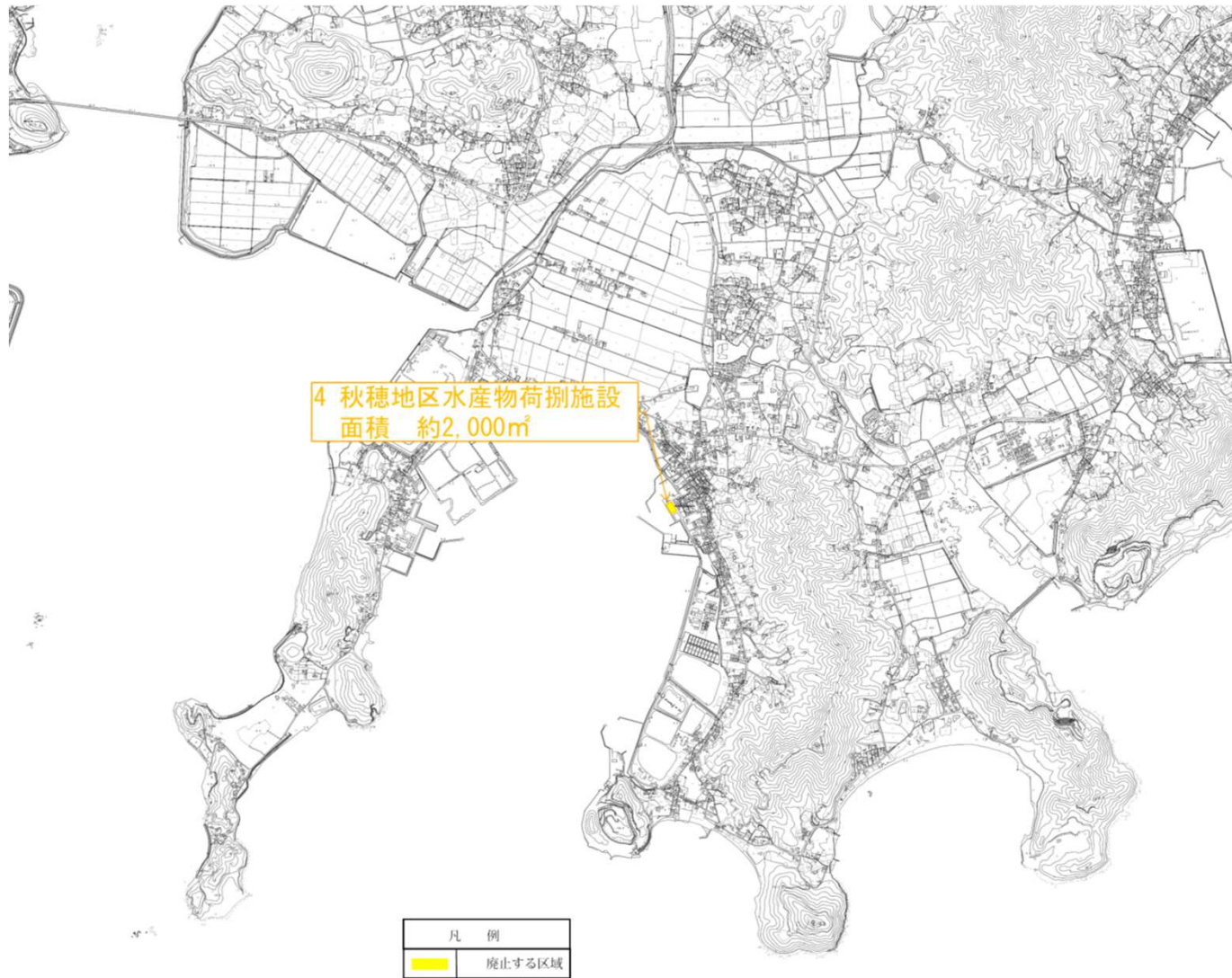
(議案第2号)

計画図



(議案第2号)

総括図



(議案第2号)

計 画 図

4秋穂地区水産物荷捌施設 計画図 (廃止)



議案第3号

山口都市計画居住環境向上用途誘導地区の決定について

桜畠居住環境向上地区

(山口市決定)

(議案第3号)

計 画 書

山口都市計画居住環境向上用途誘導地区の決定(山口市決定)

山口都市計画居住環境向上用途誘導地区を次のように決定する。

種類	面積	建築物等の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	備考
居住環境向上用途誘導地区 (桜島居住環境向上地区)	約 3.0ha	日用品の販売を主たる目的とする店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000 m ² を超えないもの。	20/10以下	
合 計	約3.0ha			

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

(議案第3号)

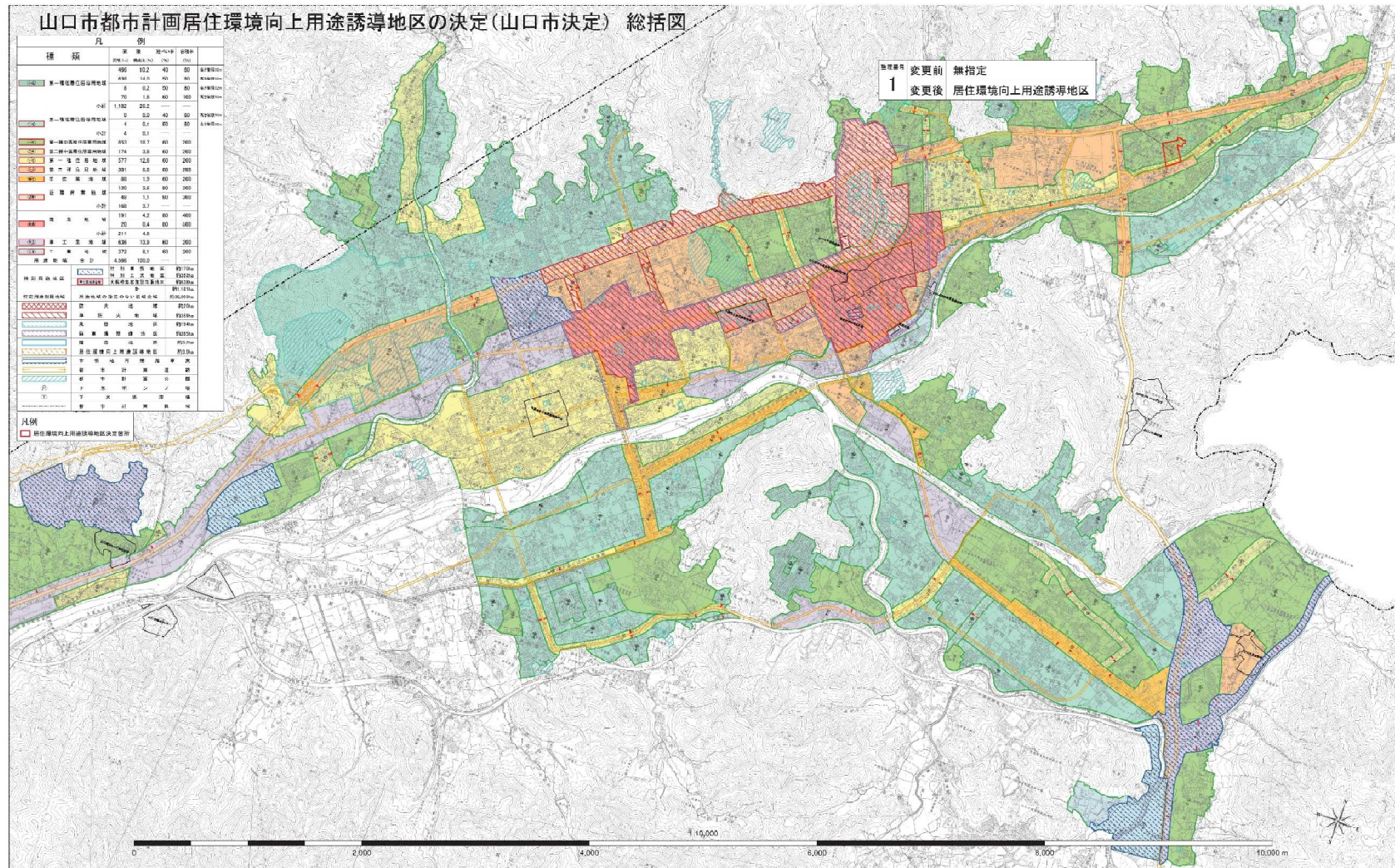
理由書

山口県立大学の移転跡地は、本市立地適正化計画において都市の居住者の居住を誘導する居住誘導区域に指定しており、山口市都市計画マスタープランにおいて、周辺環境と調和し、地域住民の生活利便の向上に資する土地利用を促進することとしている。

こうしたことから、移転跡地において、近隣住民の生活環境の保全及び生活利便性向上を目的として、日用品の販売を主たる目的とする店舗を誘導するため、居住環境向上用途誘導地区の決定を行う。

(議案第3号)

総括図



(議案第3号)

計 画 図

山口市都市計画居住環境向上用途誘導地区の決定(山口市決定) 計画図

